

瀬戸市斎苑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第27号

瀬戸市斎苑条例の一部を改正する条例

瀬戸市斎苑条例（平成8年瀬戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(使用料の納付等)				(使用料の納付等)			
第7条 使用者は、別表第1に定める火葬炉使用料又は別表第2に定める施設使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。				第7条 使用者は、別表第1に定める火葬炉使用料又は別表第2に定める施設使用料（以下「使用料」という。） <u>を使用の許可を受けたときに</u> 納付しなければならない。			
2 <省略>				2 <省略>			
別表第1 火葬炉使用料（第7条関係）				別表第1 火葬炉使用料（第7条関係）			
区分	単位	金額		区分	単位	金額	
		市内在住者	市外在住者			市内在住者	市外在住者
12歳以上の者	1体	円 <省略>	円 <u>70,000</u>	12歳以上の者	1体	円 <省略>	円 <u>50,000</u>
12歳未満の者	1体	<省略>	<u>42,000</u>	12歳未満の者	1体	<省略>	<u>30,000</u>
死産児及び流産児	1体	<省略>	<u>21,000</u>	死産児及び流産児	1体	<省略>	<u>15,000</u>
えな及び産汚物	1件	<省略>	<u>8,400</u>	えな及び産汚物	1件	<省略>	<u>6,000</u>
身体の一部	1個	<省略>	<u>8,400</u>	身体の一部	1個	<省略>	<u>6,000</u>
<省略>				<省略>			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市斎苑条例の規定（別表第1の改正規定中12歳以上の者、12歳未満の者及び死産児及び流産児の区分に限る。）は、医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第20条の死亡診断書若しくは死体検案書に記載された死亡の年月日又は死産の届出に関する規程（昭和21年厚生省令第42号）第4条の死産証書若しくは死胎検案書に記載された死産の年月日（以下「死亡年月日等」という。）がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後のものに係る火葬炉使用料について適用し、死亡年月日等が施行日前のものに係る火葬炉使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の瀬戸市斎苑条例の規定（別表第1の改正規定中えな及び産汚物及び身体の一部の区分に限る。）は、斎苑の使用の許可を受けた日（以下「許可日」という。）が施行日以後のものに係る火葬炉使用料について適用し、許可日が施行日前のものに係る火葬炉使用料については、なお従前の例による。